

令和7年度第1回美濃加茂市特別職報酬等審議会議事概要

日時 令和7年12月18日(木) 午後1時30分から
場所 美濃加茂市生涯学習センター 301
出席委員 渡邊厚会長、兼山典生副会長、山田英人委員、山岡富美委員、加藤真由美委員

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委嘱書交付
4. 委員、事務局の紹介
5. 会長、副会長の選任
6. 諮問
7. 審議
8. 閉会

議事録(要旨)

キャリアサポート課長	<p>それでは美濃加茂市特別職報酬等審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。議長が選出されるまでの間、司会進行を務めますキャリアサポート課長の佐合と申します。初めに藤井市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>本日は大変お忙しい中、委員の皆様にご出席いただきまして、そしてまた、委員というこの職を引き受けていただきましたことを心から感謝申し上げます。</p> <p>特別職の給与が長年据え置かれているという現状があります。わたくしの意見を今日申し上げるつもりは全くございませんが、議会の中で市議会議員の給与について質問がありました。昨今の複雑化した世の中であり、議員一人一人の活動量も求められている時代の中で担い手であったり、若い人が参入していくには、定数を削減して給与を増やしていく、活動費を増やしていくというようなことも考えるべきではないか、ということをお先般申し上げたところです。そういったことも考慮いただき、給与のみならず、政務活動費の額というものも審議の内容に入っておりますので、他の自治体の事例であったり、美濃加茂市の現在の状況等についても情報提供させていただきますので、ご覧いただきながら、決めていただきたいと思います。</p> <p>本日は議会の最中でありまして、挨拶だけで、諮問させていただいた後、</p>

<p>キャリア サポート 課長</p>	<p>退席させていただきますが、ご心配をいただいております新庁舎の場所についての条例を先ほど可決することができましたので、行政にとってまた新たに一步進めていくことができると思っております。</p> <p>行政においてこの審議会の結果というのは非常に重要な位置づけになりますので、皆様方の忌憚のないご意見等をいただきながらご検討を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>本日付で皆様を美濃加茂市附属機関の設置に関する条例に基づきまして当審議会の委員として委嘱をさせていただきたいと思っております。</p> <p>本来でありましたら市長からお一人お一人に交付させていただくのが本意でございますが、皆様のお手元に委嘱書を配布させていただいておりますので、それによりまして、委嘱というような形にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。なお、任期につきましては、本日から審議が終了いたしまして、答申を市長に提出するまでとなりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、委員の皆様と市の出席者についてご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員、事務局の紹介</p>
<p>キャリア サポート 課長</p>	<p>それでは本日の審議会の開催につきまして、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例に基づいてご説明をさせていただきます。</p> <p>本審議会は同条例の1条から第4条に基づきまして、市長の諮問に応じまして、議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給与に関する事項について審議、答申いただくための審議会でございます。</p> <p>委員につきましては、公共的団体等の代表者または学識経験者を有する方によりまして7名以内の定数で市長が選任することになっております。任期につきましては、諮問を受けましてから答申を行うまでとなります。</p> <p>会議の日程につきましては、審議の進捗にもよりますけれども、2回から3回の審議会を経て市長への答申を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>条例の第2の7条第1項の規定に基づきまして会長の選出をさせていただきたいと思っております。会長の選出につきましては、事務局から案を示させていただきます。皆様にご承認を賜ればと思いますが、よろしいでしょうか。渡辺委員に会長をお願いができればと思いますが、いかがでしょうか。それ</p>

	<p>では渡辺委員に会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>条例の第 7 条第 2 項の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、渡辺会長に議長として議事進行をお願いしたいと思います。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ただいま会長ということで推薦され選任いただきました。会長として、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただきながら議事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>キャリア サポート 課長</p>	<p>それではここで市長から審議会会長に諮問書を提出いたします。</p>
<p>市長</p>	<p>諮問書読み上げ</p>
<p>キャリア サポート 課長</p>	<p>市長から会長へ提出されました諮問書の写しを、委員の皆様お配りしておりますのでご確認ください。</p> <p>市長並びに経営企画部長ですけれども、議会がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>会議につきまして、条例の規定に基づきまして会長が公開することができるようでないとするものを除いて公開となります。必要があれば非公開しないとすることもできますけれども、本日は公開ということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>ご意見があれば伺います。よろしいでしょうか。それではご異議ないようですので公開といたします。</p> <p>次第に従いまして、副会長の選出についてであります。副会長は会長の職務代理者でありますので、私から指名させていただいてもよろしいでしょうか、ありがとうございます。それでは副会長に金山委員を指名させていただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは審議を始めたいと思っております。</p> <p>まず市長から諮問された事項につきまして、関連の資料について、事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料説明</p>

議長	<p>ただいま説明がありました資料を参考にしていただきまして、質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>資料の7ページ目の財政力指数は、このグラフからは、財政力と給与とはあまり相関がないと見ていいのでしょうか。</p>
事務局	<p>財政力だけで給与を決めるわけではないというところで、あまり相関はないように見えるかもしれません。</p>
委員	<p>6ページの資料も同じように見ていいですね</p>
事務局	<p>そうですね。県内の21市の資料になりますので、類似団体よりは若干平均とかで見やすい部分はあるかと思います。</p>
委員	<p>先ほど諮問の理由に令和5年1月以降審議会を開催していないとありましたが、審議会の開催の目安というのは決まっているのでしょうか</p>
事務局	<p>人事院勧告ですとか、経済状況によりまして、民間企業の給与等の見直しをされているというところも受けてまして、あくまでも生活給ではないというところではありますが、今一度、皆様にご意見を賜って、給与、報酬の額について見直し、ご意見がいただければ、というところでございます。</p> <p>開催のペースにつきましては、それぞれの地方自治体でまちまちでございまして長いところだと、平成13年にやったきりであったり、職員の給与の改定に合わせ特別職の期末手当についても毎年審議をされているような事例もあります。</p> <p>美濃加茂市でも様々なタイミングを見計りながら開催をしているところでございます。</p>
事務局	<p>令和4年度に開催をしております、その際、物価が高くなっている状況ではあったのですが、据置という答申になっております。その際の付帯意見で、次回の審議会について、物価の上昇などを鑑みて適切な時期に開催されることと意見があります。</p> <p>適切な時期ですが、物価高騰に合わせあまり長く期間を置かず審議をするようにというところがありますので、今回開催させていただいております。</p>
委員	<p>先ほど市長さんの挨拶の中に市議会議員について、政務活動費の検討と議</p>

	<p>員定数を検討するという話がありましたが、議会の方で議員定数の検討をするような動きというのは私が見ている限りあまりないのではないかと考えているのですがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>議会改革の中で少し話が出たことはあるそうですが、議員定数の見直しという踏み込んだ形での議論は、今のところないということです。この審議会は議員定数は何人が適当かということをご議論をいただくという場ではないものですから、ご意見として賜って、付帯意見として付けさせていただくことは可能かと思えます。</p>
委員	<p>政務活動費についてはどうですか。</p>
事務局	<p>政務活動費は今、年額 12 万円になりますが、市長の挨拶にもありましたが、議員の活動としてもっとやってもらうために必要だということであれば引き上げ、そんなに必要ないということであれば、引き下げという議論をしていただく形になります。</p> <p>今、ご意見がありました議員定数の件ですけれども前回の審議会の中でも話がございます、ちょうど市議会議員選挙が無投票というところもありまして、議員定数について議会の方で審議いただいて、数が減れば報酬の見直し等についてもあり得るんじゃないかというところでご意見を賜った状態ではありますけれども、議会として議員定数を変えていこうというところの動きはまだ具体的にはないというところではあります。三役ですとか議員の今の活動の状況を見ていただいて、この適切な報酬の額等について、ご意見賜ればと思います。</p>
委員	<p>資料 2 ページにこれは月額報酬、給料の記載がありますが、月額給料以外に期末手当があつて、この期末手当の計算式というのはどこの市町村も同じなのではないでしょうか。</p>
事務局	<p>計算式の中の 4.6 月という数字は人事院勧告に基づく数字で、美濃加茂市では人事院勧告に基づいて計算をしているのですが、他市でもそのようなところが多いとは思っています。独自の月数であったり、役職加算の割合を決めている自治体もありますが、岐阜県内の自治体では美濃加茂市と同様に計算されています。</p>
委員	<p>民間企業でいえば、月額が給料で期末手当がボーナスというところですよ</p>

	<p>ね。最近の民間企業ではボーナスによる差が大きくて、月額給料は同じでも年収が違うということがありますが、そのボーナスにあたる部分がそれほど違わないということであれば月額の給与で比較すればいいと思います。</p> <p>物価も上がり、世の中の賃金、給料も上がっているという話があります。でも実際上がっているのは大企業であって、美濃加茂市の中小企業、もしくは零細企業で上げたくても上げれないという会社があったりします。</p> <p>物価が上がっているからなんと賃金をあげたい、でも上げられないという意見は多分中小企業の中では多々あると思うんですね。</p> <p>その中でこういう報酬を上げていくということは、やはり慎重に出したほうがいいと思います。市民の方がこの議事録を見る、また SNS で市長も発信していますので、市民の方がどう反応されるのか、というところはあります。</p>
事務局	<p>私どもの給料に関しまして、人事院勧告で民間の給与との格差という部分を見ながら、国からの指導に基づいて、条例改正を議会でしています。</p>
	<p>国と地方との均衡、国交準拠の中で、国の改正に合わせながら改正をしているところではありますけれども、三役や議員の報酬という部分に関しては、生活給という考えからは少し切り離されているというところもあり、その役職としての仕事の責務としてとして報酬額が適当かどうかという議論にはなりますから、視点が少し違うのか、というところはあります。</p>
委員	<p>生活給ではなく、仕事の内容ということですか</p>
	<p>私は物価上昇していく中で、やっぱり市長さんも副市長さんもこの報酬をもらって生活をしていると思うので、当然給料も上げるべきかなと個人的な意見ですが、「仕事」という話の視点になってくると、実際は人手不足で世の中同じ仕事をしていても、人が少なくなってきた、少しでもいい給料で仕事をしたいという方も非常に多いのです。企業は儲けなければいけない、物価高の中で赤字になってはいけないということがあると、やはり人を減らすということになります。賃金を上げなければいけないとなると、人を少なくして賃金を減らすこともあったり、ハードワークみたいなこともあったりします。</p>
事務局	<p>審議会に必要な資料として、物価の上昇等も参考にするようにと国から通知がありますので、このような資料を出しておりますし、その部分を加味して他の自治体で特別職の給料を上げているところも実際はありますので、参考にさせていただければと思います。</p>

議長	<p>どんな業務を行っていて、その業務に対する報酬、そういうような面と市民の反応というところも考えながら、審議いただければと思います。</p>
委員	<p>資料の3ページの給与改定の資料についてですが、今までは率ではなくて金額での決め方ですか。現状ベースから率はバラバラですよ。ということは額で答申していたということですね。</p>
事務局	<p>金額で決定することが多いですが、改定率という形で出してはいます。すべての職種が同じ改定率で推移しているわけではありません。</p>
委員	<p>給与を決めたりする上で、財源というか、どれくらいの金額を使ったらいいのかということが全く分からないので、どこまでも上げていいのかと言ったら、違うと思いますし、じゃあ、どこまで上げていいのか、頂点が分からないので、上げるだけ上げていいのかというところが私にはまったく分かりません。</p>
事務局	<p>そこに関しましては、近隣ですとか、財政規模とかによって、様々な市町村で給与水準といいますか、それぞれの給与の額が決まっておりますので、そういったところを参考にしながら、財政規模の同じような自治体にすりつけたり、というような形でお考えをいただく場合が多いのかと思います。</p>
委員	<p>今この給料は税金から払われていると思うのですが、この給与は財政状況に対してバランスよく払われているのか、マイナスになっていないのかというところが知りたいです。</p>
事務局	<p>人件費という部分でお示しをさせていただいておりますが、人事院勧告等によって上昇があったりしますけれども、概ね予算の中でやりくりができていくというところです。どこの市町村でも赤字になるような財政状況ではありません。</p>
委員	<p>美濃加茂市がどこに力を入れているのかとか、財政の全体的な部分を加味して決めていかなければいけないのかと思うのですが。</p>
事務局	<p>決算概要という資料があります。美濃加茂市全体の財政状況の中で、どういったお金が出ているのかというところをご覧いただけるかと思います。義務的経費いわゆる扶助費や人件費、公債費といった、どうしても市で支出を</p>

	<p>していかなければならない部分の金額を示させていただいておりますし、また基金といいまして、市で財政調整基金いって、災害等の不足の事態に支出をするようなお金であったり、減債基金といいまして地方債等の返還のために設けている基金の推移も示させていただいておりますので、市の財政的な部分に関しましては、市長の報酬といった部分での変更で大きく変わるところではないのかと思います。今後の経済状況ですとか、市の実施する事業によって投資的経費といわれます事業推進のための費用の捻出ということが必要になってくることもあるとは思いますが、今のところ、基金等の積立といった部分にも対応ができているというところもあります。</p> <p>資料3をご覧ください。県内の給料月額の一覧になりますが、一番下に減額措置で郡上市の状況が記載してあります。本来市長の給料は82万9000円が条例で決められている金額ですが、実際は66万3200円です。市長、副市長とも条例の額から減額をしております。それは財政の状況であったり、市長副市長の思いであったり、一時的に減額をしているものです。</p> <p>令和4年度前回開催した時には減額措置をしていた市が県内で4市ありました。羽島市さんは、経済状況があまり良くないということを経営で聞かれたことがあるのではないかと思います、そういうことで減額をされている場合があります。</p> <p>条例では本来は職務にこれだけの給与が必要だと決めているのですが、実際経済状況であったりとか、不祥事であったりとか、そういう事情に応じて減額をすることがあります。財政状況によってはそういうこともあるかと思っています。</p>
事務局	
委員	<p>この人はよくやっているからと、そういうことは一切加味しないということでしたよね。</p>
事務局	<p>人によってというところではなく、職務に応じてということになります。人によってというところは選挙で、その方が一生懸命仕事をされておるというところはそこで評価をいただきたいかなと思います。</p>
委員	<p>私も人によるところというのを思っていたので、今の市長さんは本当に休みもないのではないのかというくらい、ほとんどのイベントでお会いするので人というところというところ、もうちょっと上げたほうがというところはあります。人によらないというところでは、やはり今物価は上がっています。ニュースでも初任給が上がったと聞きます。しかし、実際この美濃加茂市の人た</p>

議長	<p>ちを見ているとコロナ以降特にどうだろうと思うところもありますので、慎重に審議しないとイケないかなという感想です。</p> <p>色々なご意見ご質問いただきありがとうございました。</p> <p>なかなか1日で決定するというのは難しいかもしれませんので、今日の会議はここまでということにしまして、もう一度この資料を持ち帰っていただきまして、また次回の審議で順次決めていければと思います。</p>
事務局	<p>次回の予定について</p>
議長	<p>それでは第1回の審議会はこれで終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でしたありがとうございました。</p>